

お知らせ なんたん



第76号(3の1)平成21年3月13日発行

今回のお知らせ内容

3の1枚目(緑色)

- 【表】・南丹市ファミリー・サポート事業の会員を募集します
・子育て支援制度変更のお知らせ
・すこやか子育て医療費助成制度変更のお知らせ
・固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内
- 【裏】・園部公民館春休み親子ファンタジーシネマのお知らせ
・「WALL・E(ウォーリー)」上映会のご案内
・平成21年度日吉福祉大学・紅が丘大学受講生の募集
・多重債務無料法律相談のご案内
・なんたんテレビ番組表(3月16日～31日)

3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・定額給付金・子育て応援特別手当について
・南丹市臨時職員(定額給付金など事務補助)を募集します
・地域力再生プロジェクト支援事業交付金について
・長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について
- 【裏】・「きこえと補聴器の相談会」のご案内
・氷室の郷から布ぞうり作り体験教室のお知らせ
・平成20年度福祉講演会 誰もが地域で暮らす安心のために
・社交ダンス初心者講習会のご案内
・八木町スポーツ協会からのお知らせ
・美山・第24回大野ダムさくら祭り開催のご案内
・美山かやぶき美術館4月イベント開催のお知らせ
・丹波自然運動公園からのお知らせ
・平成21年度第1回調理師試験および製菓衛生師試験
・オウム真理教特別手配被疑者の検挙にご協力を!

3の3枚目(青色)

- 【表】・平成21年度京都府社寺等文化資料保全補助金の案内
・日吉ダムマラソンボランティアスタッフを大募集!!
・普通救命講習(I)を実施します
・4月の母子保健事業日程表
・「手話教室・入門」講座の受講者募集

南丹市ファミリー・サポート事業の会員を募集します

南丹市ファミリー・サポート事業の内容を4月1日から変更します。

	現在	4月1日以降
会員の要件	●おねがい会員 原則として南丹市にお住まいの方で、生後3カ月から小学校6年生までの子どもの保護者	●おねがい会員 南丹市にお住まいまたは勤務している方で、生後3カ月から小学校6年生までの子どもの保護者
活動日	平日(月曜日～金曜日) ※土、日、祝日および年末年始(12月29～翌年1月3日)を除く	毎日 ※年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く
報酬額	(平日) ※1時間当たり 午前7時～8時 800円 午前8時～午後6時 700円 午後6時～8時 800円	(平日) ※1時間当たり 午前7時～午後8時 700円 (土、日、祝日) ※1時間当たり 午前7時～午後8時 800円

- 会員募集** 随時、会員(おねがい会員・おまかせ会員)の募集をしています。
おねがい会員 → 随時、説明会があります。
おまかせ会員 → 説明会と講習会があります。

<次回講習会>

- 日時** 4月20日(月) 午前9時～午後4時、22日(水) 午前9時30分～正午
●**場所** 日吉はーとびあ ●**申込締切日** 4月3日(金)

◇**申込・問合せ先** 子育て支援課 子育て支援係 TEL(0771)68-0017
南丹市社会福祉協議会(本所) TEL(0771)72-3220

子育て支援制度変更のお知らせ

子宝祝金、すこやか手当、入学祝金の制度を4月1日から下記のとおり変更します。

子育て支援制度	内容
子宝祝金	● 支給額 出生児1人につき50,000円
子育て手当	● 支給対象期間 申請月の翌月分～5歳到達月分 ● 支給額(月額) 第1子 2,000円 第2子 3,000円 第3子以上5,000円
※すこやか手当から名称変更	● 支給月 9月(4月分～9月分)、3月(10月分～3月分)
入学祝金	● 支給額 小学校 30,000円、中学校 40,000円 ※ 基準日 :小・中学校入学の日

- ※入学祝金の対象者については、4月初旬ごろに個別に案内を送付します。
※3年の居住要件がなくなるため、新たに子育て手当が対象となる方(平成21年4月に満5歳に到達する児童を含む)には、個別に案内(申請書)を送付します。
※すこやか手当受給者で、平成21年4月1日以降、子育て手当の対象となる方は、新たに申請をする必要はありません。手当は継続して受給していただけます。

◇**問合せ先** 子育て支援課 TEL(0771)68-0017
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

すこやか子育て医療費助成制度変更のお知らせ

すこやか子育て医療費助成制度を、平成21年4月診療分から下記のとおり変更しますのでお知らせします。

	現在	変更後
対象者	小学校入学から高等学校など修了するまでの方	小学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの方または高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの方
居住要件	児童の保護者が一年以上南丹市内に居住していること	児童の保護者が南丹市内に居住していること
支給額	1カ月1医療機関につき自己負担分から200円を控除した額	1カ月1医療機関につき自己負担分から800円を控除した額

※平成21年3月31日までの診療分については、従来どおりの一部負担金を控除します。(1カ月1医療機関につき自己負担分から200円の控除)

◇**問合せ先** 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011 FAX(0771)63-0653

固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内

下記の日程で、平成21年1月1日現在の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ならびに固定資産税課税台帳の閲覧ができます。

- 縦覧期間** 4月1日(水)～6月30日(火)(ただし、土・日・祝日は除く)
●**閲覧期間** 通年(ただし、土・日・祝日は除く)
●**縦覧・閲覧時間** 午前8時30分～正午、午後1時～5時
●**縦覧・閲覧窓口** 税務課資産税係および各支所地域総務課総務係
●**縦覧・閲覧に必要なもの** 次のいずれかの書類など
①平成20年度の納税通知書または課税明細書
②所有者または納税義務者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
※委任を受けられる場合は、個人・法人の委任状(要押印)と受任者の本人確認ができるものが必要となります。

◇**問合せ先** 税務課 資産税係 TEL(0771)68-0004
各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木(0771)68-0020
日吉(0771)68-0030 美山(0771)68-0040

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。